

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

PPP/PFI推進のための施策

PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し

- コンセッション事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る
- 共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う
- キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う
- SPC株式の流動化の促進のため、SPCの運営のあり方をガイドラインで示す等の環境整備を行う
- 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等を検討する

地域のPPP/PFI力の強化等

- 地方公共団体等への積極的な支援
 - ・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金により適切に支援するとともに、支援分野の拡大等、取組が加速するインセンティブの検討を行う
 - ・PFI事業の事後評価等のマニュアルを作成・周知し、今後の事業の改善への活用を促す
 - ・PPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、人材を活用する仕組み等を検討する
- コンセッション方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた創意工夫について、地方公共団体や民間事業者等へ情報共有する
- 地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの推進
 - ・地域におけるPPP/PFIの関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的活動を支援する
 - ・地域経済活性化に資する事業の実施のための措置を検討する

その他

- 民間提案制度に関する既存マニュアルについて、近年の活用実態・課題に応じた改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する
- PFI推進機構の活用
 - ・資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の一層の掘り起こしを図る
 - ・現在の設置期限の延長も含めて、今後のあり方の検討を行う
- 国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件等の検討を行い、活用に向けた環境整備を行う

コンセッション事業等の重点分野

空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

〔 水道【今後の経営のあり方の検討※30件:~令和3年度】※運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む
下水道【実施方針策定6件:~令和3年度】 〕

クルーズ船旅客ターミナル施設【令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討】、MICE施設【6件:~令和3年度】、公営水力発電【3件:~令和2年度】、工業用水道【3件:~令和2年度】

事業規模目標

21兆円(平成25~令和4年度の10年間)

〔 コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円 〕

改定版概要